広報 ひがしくるめ
平成22年（2010年）
6／15号
No. 1030
毎月1日・15日発行
発行／東久留米市 編集／企画経営室秘書広報担当 〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777（代） ホームページhttp://www.city.higashikurume.lg.jp/

市長に伝えたいこと、地域の課題など、皆さんの声をお聴かせください
「市民と市長のタウンミーティング」を開催します

（上）市の鳥／オナガ
（左下）市の木／イチョウ
（右下）市の花／ツツジ

市民の皆さんへの情報提供、率直な意見を聴く場として、市内在住・在勤・在学の方を対象にタウンミーティングを開催します。
今回は、市長が市内7つの中学校に伺います。日程は下表の通りです。原則として、お住まいなどの区域の会場へ、ご来場ください。なお、駐車施設はありません。車での来場はご遠慮ください。
詳しくは生活文化課（内線2143）へ。

タウンミーティングは、市民の皆さんへの情報提供と市民対話を行い、市民に分かりやすい行政の実現を目指す場として、市民の皆さんと市長が意見交換を行う会です。
・市長に伝えたいこと
・市政に関するご意見
・地域の課題
など、市民の皆さんの声をお聴かせください。
下表の日程で、市長が各中学校に伺います。多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。
【対象】市内在住・在勤・在学の方
【日程・会場】下表の通り
※**【お願い】**原則として、お住まいなどの区域の会場へ、ご来場ください
なお、全会場、駐車施設がありませんので、車での来場はご遠慮ください。
詳しくは生活文化課（内線2143）へ。

タウンミーティング開催日程表

日　程	時　間	会　場
6月27日（日）	午前10時～正午	中央中学校体育館
6月27日（日）	午後3時～5時	久留米中学校体育館
7月3日（土）	午後2時～4時	西中学校図書室
7月4日（日）	午前10時～正午	下里中学校視聴覚室
7月10日（土）	午前10時～正午	東中学校第1技術科室
7月17日（土）	午後2時～4時	大門中学校図書室
7月18日（日）	午前10時～正午	南中学校体育館

※対象は市内在住・在勤・在学の方です。原則として、お住まいなどの区域の会場へ、ご来場ください。

南沢五丁目地区地区計画について

【今後の方向性についての報告会を開催します】

南沢五丁目地区地区計画については、広報22年3月15日号において地区計画の内容と最新情報をお知らせしました。
このたび同計画の今後の方向性について、現在開会中の市議会において市長より報告されました。つきましては、このことについて市長から市民の皆さんへの報告会を開催します。
【日時】6月20日（日）午後6時～8時
【会場】第五小学校体育館
【持ち物】上履き
※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

◇◇◇◇◇◇◇◇

◎市長報告の概要

私は、先の3月に開催されました22年第1回市議会定例会での所信表明で、「前市長の下で進められてきた大型商業施設誘導については、都市計画上の手続きは進んできているが、予定されている地区計画区域内の権利者や周辺住民をはじめ、市民の皆さんの中に反対する意見があります。市民参加と市民対話でともに歩むという観点から、計画の見直しを主張し、市民の皆様方のご支持をいただいたものと受け止めております。こうしたことに鑑み、いまここで一旦立ち止まって、周辺住民をはじめとする関係者のご意見を伺うなど、調査・検討を進めてまいります。」と表明いたしました。
市民の皆様からのご意見は、税収増、利便性の向上、まちのにぎわいの創出などの点からこの計画に賛成との意見もございましたが、交通渋滞や交通事故など交通災害の発生、来店車両による騒音・振動、大気汚染などの環境悪化、第五小学校への影響、青少年の非行の増加、また地元商店街への影響など、この計画を不安視するご意見を多数頂戴いたしました。
その後、頂戴いたしました市民の皆様からのご意見を受け、土地所有者、事業者の方と協議を重ねてまいりました。
土地所有者、事業者に対しましては、既に本年2月の面談の際に計画の見直しの申し入れをいたしましたが、受け入れ難いとの意向でございました。しかし、施設規模が大きいため、地域への様々な影響が生じる懸念があることから、改めて商業施設規模の縮小など土地利用の見直しについて申し入れを行い協議してまいりました。
結果として、現段階においての計画変更はこの計画を白紙撤回するに等しく、土地所有者および事業者にとって時間的、経済的損失は多大であり、この点に関しての協議には応じられないとの回答でございました。
現計画については、東久留米市と、土地所有者および事業者とが相互に協議を重ね、東久留米市は「南沢五丁目地区土地利用転換計画」を策定し、20年6月には東久留米市都市計画マスタープランの一部改訂を行い、その後20年7月28日には三者連名による「南沢五丁目地区土地利用及び商業施設建設事業に係る基本協定」を締結し、また21年8月12日には「公共施設等に関する協定」を締結し、現計画に基づく基盤整備について一定の協議が成立していること。市道110号線の整備にあたっては都から多額の補助を受けて進めてきており、地区計画においては21年12月1日に知事同意を得ていたこと。さらに、この計画に係る経緯として、これまで議会でも明らかになっていなかった文書も市長就任以降に確認いたしました。
これらの状況を総合的に判断いたしますと、現行の南沢五丁目地区地区計画案の変更は難しいものと考えております。
一方で、この計画を不安視する多数の市民がおり、地域に与える影響も大きいため、これらの不安を出来る限り取り除き、地域に貢献できる施設にしていただくよう市民参加で見直す必要があるとの考えから、土地所有者、事業者と協議を行ってまいりました。
協議の結果、交通対策の一層の充実や生活環境への影響の低減など更なる安全・安心のまちづくりのための協力をいただくこと、商業施設内に地域貢献に結びつく施設機能を導入することについて、今後市が行う市民参加での見直しを踏まえ、協議していくこと、開店後は、交通渋滞が発生しないよう万全の対策を図り、万一交通渋滞が発生した場合には、直ちに解消策を講じること、また、施設建設後も周辺住民との協議の場の確保や市内商業者、農業者などとの連携を図るなど、今後も引き続き地域に貢献できる施設づくりをしていただくための協議を進めていくことを確認いたしました。
従いまして、南沢五丁目地区地区計画につきましては、この市民参加による地域貢献に結びつく施設機能の導入に関する見直しの協議が整った段階で、都市計画法第17条の手続きに入って行きたいと考えております。

◎南沢五丁目地区地区計画についての意見（広報3月15日号での募集）の概要

頂きましたご意見の総数は149件でした。このうち計画に賛成の意見は56件、反対の意見は87件、そのほかの意見が6件でした。
頂いたご意見の内容は、賛成の意見として、買い物が便利など利便性の向上や地域雇用が生まれるなど生活環境に関する意見が最も多く、税収増や中止により財政負担が生じるなど市財政に関するものや、まちのにぎわいや活性化が図れるなどのご意見が多くありました。
また、反対の意見としては、交通渋滞や交通事故の危惧、生活道路の悪化など道路交通環境に関する意見が最も多く、計画についての情報提供や、手続き、合意形成についてのご指摘、周辺住宅地の環境悪化など生活環境に関する意見が多くありました。なお、単に反対、中止、見直しとの意見も多数ありました。
市長報告の全文およびご意見のまとめは市ホームページに掲載しています。
「南沢五丁目地区地区計画」策定についての経緯と概要は、市ホームページの「市政」―明日の東久留米「都市計画」をご参照ください。
詳しくは都市計画課土地利用計画担当☎470・7768へ。
なお、地区計画案では具体的な地区整備計画が示されていない、いわゆる方針地区につきましては、今後、地区整備計画策定に向けて関係権利者との話し合いを進めて参りたいと考えております。
以上、ご報告申し上げます。

《今号の主な内容》
・21年度市の財政状況を公表します　2面
・特設行政相談所を開設します　3面
・公の施設の指定管理者を募集します　4面
・平和の願いを込めて鶴を折りませんか　7面

湧水や河川を守るために 宅地内の雨水浸透ますの設置にご協力ください

地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の減少は、湧（ゆう）水や河川の水量に影響を与えます。雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水をかんようする効果が期待できます。
市内の豊かな水辺環境を保全するため、皆さんの協力をお願いいたします。

雨水浸透ますの設置補助金制度
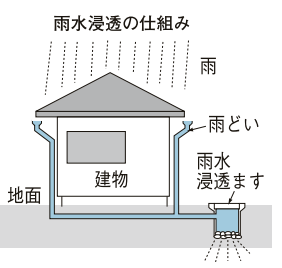
既存住宅への雨水浸透ますの設置には、設置補助金制度を利用できます。
【対象者】敷地が1000平方メートル未満の既存の個人住宅（新築、増築などを除く一般住宅）を所有する方
【補助金額】設置状況により、経費の全部または一部
設置を希望する方は、市指定下水道工事店（市ホームページ参照）または環境政策課へご相談ください。
詳しくは同課☎470・7753へ。